

平成30年9月7日

書類送付のご案内

消費者支援ネット北海道
理事長 松久 三四彦 様



〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30
日本自動車会館15階
Tel 03-5472-7328

拝啓 益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、下記の書類を送付いたしましたので、ご査収くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. ご連絡

1部

以上

ご連絡

平成 30 年 9 月 7 日

内閣総理大臣認定適格消費者団体
認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 様

一般社団法人全国レンタカー協会

会長 岩崎 貞二



冠 省

貴法人から平成 30 年 8 月 2 日付の申入書を受領しました。また、同日付で当協会の会員であるニッポンレンタカーサービス株式会社、株式会社日産カーレンタルソリューション、オリックス自動車株式会社に、また、当協会の会員である一般社団法人札幌レンタカー協会の会員である株式会社トヨタレンタリース札幌、株式会社ホンダレンタリース札幌にも当協会への申入書とほぼ同趣旨の申入書を送付されたのを確認しました。

消費者保護を重視する社会の変化をふまえると、現在の当協会の標準レンタカー貸渡約款について貴法人の申し入れについて検討すべき問題点、課題があると考えています。

標準レンタカー貸渡約款の検討は、当協会の理事会の下部組織である業務改善委員会、その下部組織である約款等検討小委員会が担当します。

貴法人からの申入書をふまえ、平成 30 年 8 月 29 日に臨時の約款等検討小委員会を開催いたしました。当日の小委員会で、貴法人からの申入書をふまえた検討を開始することを決定しました。

標準レンタカー貸渡約款を改正するとした場合、会員への意見照会、業務改善委員会、理事会の決定といった諸手続きが必要です。半年から場合によっては 1 年近くの時間を要します。

貴協会からの申入れの内容について当協会でも検討した内容、その結果の対応について時間を要しますがその時点で回答します。

なお、ニッポンレンタカーサービス株式会社など各社からの 9 月 14 日までと指定された回答についてはこの回答で代表させていただき、各社から個別の回答はいたしません。各社からの回答は、当協会の標準レンタカー貸渡約款での検討結果をふまえた各社の回答を（貴協会が各社にされた標準レンタカー貸渡約款と直接関係がない各社個別の申入れに対する回答も含む。）、当協会の回答とほぼ同時期に回答させていただきます。

草々